

生活交通の維持・確保に関する方策について

千葉県バス対策地域協議会香取分科会

乗合バス事業については、平成14年2月の改正道路運送法の施行に伴い、需給調整規制は廃止され、事業への参入・退出等の規制が緩和されました。

これにより、交通需要の少ない地方部における乗合バス路線については、不採算路線からの退出の加速が懸念され、地域住民の皆様にとって真に必要な生活交通の確保に支障を来たすことが危惧されています。

このため千葉県では、「千葉県バス対策地域協議会」を設け、さらに各地域に「分科会」を設けて地域のニーズに応じた具体的な生活交通確保のための方策を協議することとしています。

このたび香取分科会では、乗合バスを運行するバス事業者から今後の運行について協議の申出のあった路線について、別添のとおり協議しましたので、その結果を公表します。

令和4年3月28日

千葉県バス対策地域協議会香取分科会

(事務局：千葉県香取地域振興事務所内)

電話：0478(54)1311

別記第7号様式

千葉県バス対策地域協議会第1回分科会協議結果総括表

分科会名：香取分科会

協議年月日：令和4年3月7日

| 協議路線 | | | | 関係 市町村 | 分科会における協議結果 | 備考 |
|------------------------|-----|-----------------------|--------------------------------|------------|--|----|
| 事業者名 | 路線名 | 起点・終点 (経由地) | 協議申出内容 (実施予定年月日) | | | |
| ジェイアール バス関東株式 会社 | 栗源線 | 多古台バスターミ ナル・佐原(高根) | 国補助を受け運行 を維持 (令和4年10月1日) | 香取市 多古町 | 生活路線として必要であり、申出どおり国の補助を受けて運 行を維持する。 (補助対象期間 令和4年10月1日～令和5年9月30日) | |

令和5年度地域間幹線系統確保維持計画

○事業に係る目的・必要性、目標、効果、取組

| No. | 事業者名 | 系統名 | 起点・終点 (主な経由地) | 1. 目的・必要性 | 2. 定量的な目標・効果 | 3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む） | | |
|-----|----------------|-----|-------------------|--|---------------------|--------------------------------------|-------------|----------------|
| | | | | | | 取組内容 | 実施時期 | 実施主体 |
| 1 | ジェイアールバス関東株式会社 | 栗源線 | 多古台バスターミナル・佐原（高根） | <ul style="list-style-type: none"> ・佐原高校、佐原白楊高校、千葉萌陽高校、多古高校への通学手段 ・県立佐原病院、栗源病院、国保多古中央病院への通院手段 ・JR 佐原駅等交通結節点へのアクセス・沿線住民への主要な駅までの交通手段 | 令和4年度と比較して収支率1%以上改善 | 高校へダイヤ改正情報、時刻表配布等を引き続き実施し利用促進を促す。 | 令和4年10月以降実施 | ジェイアールバス関東株式会社 |
| | | | | | | 沿線に高校入学式（一部）に定期券の出張販売、申込書の配布を実施する。 | 令和4年10月以降実施 | ジェイアールバス関東株式会社 |
| | | | | | | 沿線施設を活用したモデルコース等の作成を実施。 | 令和4年10月以降実施 | ジェイアールバス関東株式会社 |
| | | | | | | 観光宿泊施設への延伸に向けた調整・協議を実施 | 令和4年10月以降実施 | 香取市 |
| | | | | | | 中学校卒業予定者へ公共交通の利用促進チラシを配布 | 令和4年10月以降実施 | 香取市 |
| | | | | | | 市ホームページ上で、時刻表や割引制度等のバス利用促進に係る情報提供の実施 | 令和4年10月以降実施 | 香取市 |
| | | | | | | 香取市地域公共交通網形成計画に基づく利用促進事業（乗り方教室）の実施 | 令和4年10月以降実施 | 香取市 |
| | | | | | | ホームページで、時刻表などのバスの利用に関する情報提供の実施 | 令和4年10月以降実施 | 多古町 |
| | | | | | | 町内中学生に対し、バスの時刻表等の情報を掲載した利用促進チラシを配布 | 令和4年10月以降実施 | 多古町 |

記入要領

1. 系統を維持する目的・必要性を具体的に記載する。（例：〇〇病院への通院、〇〇への買い物、〇〇学校への通学等に必要である）
2. 目標の指標及び目標値は、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けて ガイダンス」を参考に記載する。
3. 目標を達成するための具体的な取組を記載すること。

※「2. 定量的な目標・効果」及び「3. 目標を達成するために行う事業」には、平成29年4月28日国土交通省総合政策局長・自動車局長通達「地域間幹線系統における生産性向上について」を踏まえ、数値目標の設定及び生産性向上の取組を含めること。